諮問番号:諮問第52号

答申番号:答申第52号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県知事(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)の規定に基づく個人情報開示請求却下処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

福岡県と関係機関のやりとりを確認し、公平な精神医療や精神保健福祉が提供されたのかを知りたい。県は、平成29年2月24日に福岡地方検察庁から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。) 第24条に基づく通報について相談を受けているが、同年3月7日の精神鑑定前に当該相談がなされているので、公正な通報がなされたかなどを確認したい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、本件審査請求の対象となる個人情報(以下「審査請求対象個人情報」 という。)について、条例第66条第4項第2号により条例第3章の規定の適用が除外 されていることを理由に却下としたものであり、違法又は不当な点は認められない。 よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人が行った開示請求(以下「本件開示請求」という。) の対象とされた個人情報の一部について条例第66条第4項第2号の規定に該当するこ とを理由に当該開示請求を却下した本件処分に、違法又は不当な点はないかということ にあることから、以下判断する。

- 1 条例第66条第4項第2号の規定に該当する個人情報については、条例第3章の規 定が適用されないため、条例に基づく開示請求の対象ではない。
- 2 本件開示請求に係る開示請求書の記載によれば、審査請求人は、一定期間において 処分庁が保有する審査請求人に係る個人情報の開示を求めていることが認められる ところ、処分庁は、本件処分に係る通知書の「開示請求に係る個人情報の内容」欄に 「精神障害者等通報書及び同通報書別紙の精神衛生診断書に記載されたあなたの個 人情報」等と記載した上で、それらの個人情報については条例第66条第4項第2号 の規定により条例第3章の適用が除外されていることを理由に本件開示請求を却下 する本件処分を行っている。

そして、「精神障害者等通報書及び同通報書別紙の精神衛生診断書に記載されたあなたの個人情報」という記載内容からすると、審査請求対象個人情報は、検察官が精神保健福祉法第24条により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報(以下「本件個人情報」という。)であると認められる。

精神保健福祉法第24条による通報書には、一般に、不起訴処分等に至る過程での個人情報が記載されていると考えられ、精神障害者等通報書に記載された個人情報は、検察官が行った不起訴処分等に係る個人情報に該当すると認められる。

よって、本件個人情報は、条例第 66 条第 4 項第 2 号に規定する「刑事事件若しくは 少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、 刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」に該当するもの と認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件個人情報について条例第66条第4項第2号の規定により条例第3章の規定の適用が除外されていることを理由に本件開示請求を却下した本件処分は、妥当なものと認められる。
- 4 なお、審査請求人は、措置入院に至る手続等に対する不服も述べているが、これら の主張は本件審査請求の対象ではないので、判断できない。
- 5 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点 は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年3月1日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、平成30年6月11日及び7月9日の審査会において、調査審議した。また、同法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第5 審査会の判断の理由

1 処分庁は、本件処分について、審査請求対象個人情報が条例第 66 条第4項第2号 に該当し、同号の規定により条例第3章の適用が除外されているため、本件開示請求 を却下したものとしている。

本件処分に係る通知書の記載から、審査請求対象個人情報は、検察官が不起訴処分をした場合等に精神保健福祉法第 24 条により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報であると認められる。

2 そうすると、審査請求対象個人情報は、処分庁の見解のとおり、検察官が作成した 文書に記載された個人情報として条例第 66 条第4項第2号に規定される個人情報に 該当すると評価できる一方、福岡県知事が取得した文書に記載された個人情報に該当 するとの評価もできる余地がある。後者の見解に立った場合、審査請求対象個人情報 は、条例第 14 条第1項各号に不開示情報として規定される個人情報に該当する可能 性が生じる。

そこで、当審査会が、本件処分に当たって条例第 14 条第 1 項各号該当性に係る検討を行ったかについて処分庁に確認したところ、審査請求対象個人情報は、開示請求権について定める条例第 12 条により開示請求の対象となり得るものではあるが、条例第66 条第 4 項第 2 号に該当することにより、そもそも開示請求の対象とはならないため、開示請求却下処分を行ったものであるとの回答を得た。

条例第 14 条第 1 項各号該当性に係る検討を行う際には、条例第 12 条により開示請求の対象となることが前提となる。審査請求対象個人情報について、処分庁は、条例第 66 条第 4 項第 2 号に該当することにより、条例第 12 条を含む条例第 3 章の規定が

適用されず、開示請求の対象とはならないと判断したため、その次の段階である条例 第14条第1項各号該当性に係る検討まで至らなかったものと解される。

上記処分庁の見解を明確に否定する根拠はない。よって、審査請求対象個人情報について、検察官が不起訴処分をした場合等に精神保健福祉法第24条により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報であるとして、条例第66条第4項第2号の規定に該当すると処分庁が判断し、条例第3章の規定の適用が除外されることを理由に行った本件処分に、違法又は不当な点があるということはできない。

3 また、審査請求人は、措置入院に至る手続等に対する不服も述べているが、これら の主張は本件審査請求の対象ではないので、判断できない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点 は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

- 4 加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。
- 5 以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 大脇 成昭

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸